

(1) 食の安全・生活衛生の確保

【施策の目的】

食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。

【評価】

<前年度から評価実施年度上期までの成果と課題>

- ・食中毒予防については、営業施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進と普及に努めてきたが、依然として増加傾向にあり、家庭においても、魚介類の寄生虫による食中毒などが発生している。
- ・食品表示については、監視指導、講習会、相談対応等により、概ね適正に行われているものの、一部で不適正な表示が見受けられる。
- ・生活衛生に関係する営業施設については、衛生管理等に関する監視指導により、全体として健康被害の防止が図られているが、公衆浴場及び旅館においてレジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。
- ・保健所における犬・猫の引取頭数の減少や譲渡の促進により、殺処分数は減少しているが、依然として飼い主からの犬猫の引き取りがある。
- ・県民からの犬・猫の苦情は増加傾向にあり、特に猫に関する苦情が多い。

<第2期島根創生計画初年度から評価実施年度上期までの複数年度にわたる成果と課題>

※上記で重複しない成果・課題を記載

この欄は複数年度にわたる成果と課題を記載するため令和9年度から記載

【今後の方向性】

①食の安全の確保

毎年度策定する食品衛生監視指導計画において、県内の食中毒の発生状況等を踏まえて、重点的に監視指導を実施すべき項目等を定める。

HACCPに沿った衛生管理について、特に小規模事業者に対し、関係機関や業界団体と連携し重点的に指導・助言を行い、より一層衛生管理の徹底を図る。

食品事業者及び消費者に対し、魚介類の寄生虫による食中毒の予防対策に関する啓発を行うとともに、食品表示について、食品事業者への周知と監視指導を徹底する。

②安全な生活衛生の確保

生活衛生関係営業施設に対する監視指導を行い、自主的な衛生の確保の徹底を働きかける。特に、公衆浴場及び旅館に関しては、レジオネラ症発生防止のための衛生上の管理について、周知を図る。

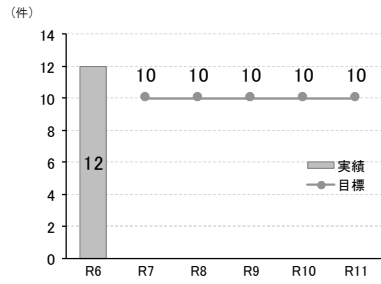
③人と動物の共生の実現

動物愛護週間等の事業や広報等を活用し、関係機関や愛護団体等と連携して、動物愛護思想の更なる普及、特に終生飼養などの飼い主責任について周知を図る。

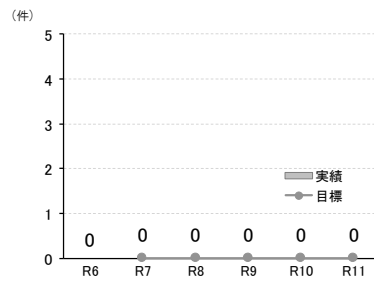
また、飼い主のいない猫による環境侵害防止と繁殖防止による子猫の引取り、殺処分の減少を目的とした地域猫活動を一層推進するとともに、飼い猫の屋内飼育などの適正飼育の普及啓発を図る。

【施策の主なKPIの状況】

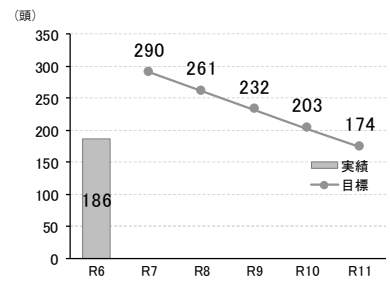
1) 食中毒発件数（松江市内の施設を除く）【当該年度4月～3月】



2) 生活衛生営業施設の許可取消・営業停止命令件数（松江市内施設を除く）【当該年度4月～3月】



3) 保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】



施策の主なK P I

施策の名称	Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保
-------	----------------------

番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値					単位	計上 分類	備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			
1	食中毒発生件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】		10.0	10.0	10.0	10.0	件	単年度値	
		12.0							
2	生活衛生営業施設の許可取消・営業停止命令件数(松江市内施設を除く)【当該年度4月～3月】		0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値	
		0.0							
3	保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】		290.0	261.0	232.0	203.0	頭	単年度値	
		186.0							
4									
5									

(第2期島根創生計画に掲げる施策の【取組の方向】)

①食の安全の確保

食品事業者による衛生管理を徹底し、流通・販売食品の監視、県民向けの講習会等による正しい知識の普及啓発により、食品による健康被害を予防します。

②安全な生活衛生の確保

公衆浴場や旅館等への監視・指導等により、施設の衛生確保に取り組みます。

③人と動物の共生の実現

動物愛護思想の普及や適正飼養の啓発を図り、犬猫の殺処分数を減らすとともに、環境被害の防止に取り組みます。

事務事業の一覧

施策の名称		Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	温泉源の保護と適正活用事業	県民	温泉法に基づく許可、監視、指導により温泉源の保護及び適正利用が図られている。	138	332	環境政策課
2	食品衛生対策推進事業	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	食品等に起因する健康被害を防止する。	62,871	81,223	薬事衛生課
3	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。	895	1,679	薬事衛生課
4	食品流通対策事業	県内食品製造・販売・提供事業者	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る。	1,283	1,831	薬事衛生課
5	生活衛生団体等の育成事業	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。	27,977	29,319	薬事衛生課
6	動物愛護管理対策事業	動物の飼い主・動物取扱業者	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する。	33,414	39,492	薬事衛生課
7	米トレーサビリティ制度推進事業	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供業者、消費者	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なもの流通、表示の適正化を図り、消費税、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。	3,505	3,493	農山漁村振興課

事務事業評価シート

1 事務事業の概要	担当課 環境政策課
------------------	---------------------------------------------------

事務事業の名称		温泉源の保護と適正活用事業			
目的	誰(何)を対象として	県民	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	温泉法に基づく許可、監視、指導により温泉源の保護及び適正利用が図られている		138	332
			うち一般財源 (千円)	0	75
令和7年度の取組内容		①温泉法の許可申請手続きに係る審査業務 ②温泉施設への立入検査等による遵守状況の確認・指導			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点					
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値		
1 指導施設の改善の割合【当該年度4月～3月】	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
	実績値	100.0	100.0							
	達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	目標値									
	実績値									
	達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実	令和6年度中に指導を行った施設数は5件で、このうち改善に対応した施設は5件だった(令和5年度は指導施設3件中改善施設3件)。									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	定期的な立入検査等を行うことにより、概ね温泉源の保護及び適正利用が達成できている。
課題分析	① 課題	特になし
	② 原因	特になし
	③ 方向性	特になし

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品衛生対策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	食品等に起因する健康被害を防止する		うち一般財源 (千円)	62,871
令和7年度の取組内容	令和7年度食品衛生監視指導計画に基づき、主に以下の取り組みを行う。 ・衛生管理の向上のため、食品関係事業者に対して、講習会の実施や監視指導を行う ・衛生知識の普及のため、消費者に対して、新聞やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し情報提供を行う ・食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に取り組む				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点	令和6年度の全国及び島根県内の食中毒発生状況等から、魚介類の寄生虫、ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等の食中毒予防対策について重点的に監視指導を行うこととした。				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	食中毒発生件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値			10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	件	単年度値
		実績値	14.0	12.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	食品収去検査による成分規格違反件数(松江市内の事業者を除く)【当該年度4月～3月】	目標値			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	2.0	0.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・食中毒が12件発生し、うち営業施設を原因とするものが5件であった。(R5年度:9件) ・患者数が50名以上の大規模な食中毒は発生しなかった。(R5年度:2件) ・魚介類の寄生虫による食中毒が6件発生し、全て家庭における食中毒であった。									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和5年度以降、食中毒の発生件数や営業施設を原因とする食中毒の発生件数が増加傾向にある ・病因物質としては、魚介類の寄生虫(6件)、ノロウイルス(3件)による食中毒が多い傾向にある ・魚介類の寄生虫による食中毒は家庭で、それ以外の食中毒は営業施設で発生している。
課題分析	①課題	・HACCPに沿った衛生管理が義務化されたが、取組が不十分な事業者が存在している。 ・魚介類の寄生虫による食中毒の予防対策(冷凍や加熱等)が一般消費者に浸透していない。
	②原因	・HACCPの完全義務化について、認知度は高まっているが、具体的な手法についての理解が不足している ・一般消費者に対する魚介類の寄生虫対策の周知が不足している
	③方向性	・HACCPに沿った衛生管理について、食品事業者が適切に取り組めるように指導助言を行う。また、積極的かつ計画的な監視指導により、手引書に基づいた衛生管理計画の作成及び記録の作成・保存を普及させる。 ・消費者に対し、各種広報等を通じて、魚介類の寄生虫による食中毒予防対策の啓発を行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業			
目的	誰(何)を対象として	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う		うち一般財源 (千円)	895
令和7年度の取組内容	・森永ミルク中毒被害者の救済事業に行政協力する ・カネミ油症認定患者に対し経過観察の検診を実施する				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点	森永ミルク中毒被害者救済対策委員会への出席を継続する				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	カネミ油症検診受診率【当該年度4月～3月】	目標値			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	25.0	25.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○森永ミルク中毒被害者に対する取り組み ・被害者救済連絡会議(行政協力懇談会)の開催:1回 ・山陰地域救済対策委員会への出席:5回 ○カネミ油症患者に対する取り組み ・カネミ油症健康実態調査:対象者4名中4名に実施 ・カネミ油症検診:県内の認定患者4名中1名が受診									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・森永ミルク中毒被害者については、救済事業に係る行政協力を円滑に推進するため被害者救済連絡会議を開催し、行政協力の要請内容への回答を行った ・カネミ油症患者に対しては、国が実施するカネミ油症健康実態調査を4名に対して実施し、全国油症治療班が行う検診事業を鳥取大学医学部付属病院にて実施し、対象者4名中1名が受診した
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)支障となっている点
	② 原因	・森永ミルク中毒被害者の高齢化により、医療、介護、福祉に関する円滑にサービスを受けることが、一層必要とされている。 ・65歳を迎えた被害者が、障がいサービスから介護保険サービスに切り替わる際に手続きが滞り、患者サービスが受けられないケースがある。
	③ 方向性	・高齢化した被害者の多様なニーズに応えるため、市町村、(公財)ひかり協会、県関係課としっかりと連携し、行政に要望される事項について丁寧に説明していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	薬事衛生課
-----	-------

事務事業の名称		食品流通対策事業			
目的	誰(何)を対象として	県内食品製造・販売・提供事業者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る		うち一般財源 (千円)	1,283
令和7年度の取組内容	・食品事業者に対して、表示相談の受付、研修会の開催を行うとともに、ホームページ、パンフレット等で食品表示に関する情報提供を行う ・県内に流通する食品の適正表示について監視を行い、不適正表示事案には改善指導を行う				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点	食品表示に不慣れな事業者等の支援が必要な事業者を対象とした個別研修を行うこととした				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	食品表示法に基づく指示件数(松江市内の衛生及び保健事項を除く)【当該年度4月～3月】	目標値			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0	0.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・食品表示法に基づく適正表示がされるよう、事業者向け食品表示講習会を76回開催した。(1448名参加) ・事業者等からの表示相談件数は183件であった。(R5年度:217件) ・食品表示に関する監視件数は1695件であった。(R5年度:1343件)									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和6年度、食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 ・不適正表示が12件あり、全ての事案について保健所が当該施設へ立入指導等を行った。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	・適切な食品表示に関する事業者の理解が不足している ・食品衛生推進員による食品表示チェック事業を活用し、適切な食品表示について周知を図る。 ・監視指導により不適正表示の適正化を図る。 ・食品事業者に対し、パンフレットや講習会を通じて、食品表示法に基づく表示基準の徹底を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	薬事衛生課
-----	-------

事務事業の名称		生活衛生団体等の育成事業			
目的	誰(何)を対象として	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る		うち一般財源 (千円)	27,977
令和7年度の取組内容	・経営基盤を安定化し、衛生水準の向上を図るため、関係団体等が生活衛生関係営業者に対して実施する相談事業、研修会等の支援を行う。 ・衛生水準を確保するため、生活衛生関係営業施設に対し、法に基づく許可等、監視指導等を行う。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、引き続きこれらの施設に対する監視指導等を行い、自主管理の徹底を図る。				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	生活衛生営業施設の許可取消・営業停止命令件数 (松江市内施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0	0.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが開催するクリーニング師研修会へ講師を派遣し、標準営業約款登録審査委員会に参加する等、同センターへの支援を行った。 ・同センターが実施する生活衛生関係営業対策事業に係る経費を補助することにより、生活衛生関係営業の近代化、合理化の推進及び衛生水準の維持向上を図った。 ・生活衛生関係営業190施設に立入検査を実施し、6施設に対して文書指導を行った。(公衆浴場2) ・生活衛生関係営業に係る健康被害は発生していない。									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・県内の生活衛生関係営業施設の衛生管理等が適正であるか確認し、不適正である場合には指導によって改善を図った。
課題分析	① 課題	ア. 公衆浴場及び旅館において、レジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。
	② 原因	ア. 営業者のレジオネラ症防止対策の理解が不足し、清掃、消毒等の管理が適正に行われていない可能性がある。
	③ 方向性	ア. 公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、今後も引き続きこれらの施設に対する監視指導を実施し、自主管理の徹底を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		動物愛護管理対策事業			
目的	誰(何)を対象として	動物の飼い主・動物取扱業者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する		うち一般財源 (千円)	33,414
令和7年度の取組内容	島根県動物愛護推進計画に基づき、以下の取り組みを実施する。 ・動物愛護思想、適正飼養の定着を図るため、飼い主に対し、広報や講習会等を開催する ・動物による環境侵害等を防止するため、犬猫の引き取り・処分、不適正飼養者の指導、動物取扱業者等の監視・指導を行う ・狂犬病のまん延防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射及び適正飼養について普及啓発する また、令和5年度に開始した猫の不妊去勢手術の助成事業を引き続き実施する。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	猫の不妊去勢手術助成事業及び収容動物診療業務委託事業の拡充				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】	目標値			290.0	261.0	232.0	203.0	174.0	頭	単年度値
		実績値	213.0	186.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・犬の捕獲頭数:53頭、負傷動物の収容頭数:59頭 ・犬猫の譲渡頭数:161頭、返還頭数:88頭、処分頭数:58頭 ・動物取扱業の監視件数:149件(うち5件に対し改善指導) ・動物愛護週間行事の開催:県内9か所、動物愛護教室:10回、犬のしつけ方教室開催回数:1回 ・注射済票装着事業(県内の全市町村、動物病院へ資材配布)の実施 ・犬猫の苦情相談件数:1800件									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・犬猫の引取り数や処分頭数は減少傾向にあり、譲渡や返還が進んでいる。 ・一方で、犬猫に関する苦情は増加傾向にある。(R5年度:1468件、R4年度:1286件、R3年度:1368件、R2年度:911件、R元年度:765件)
課題分析	① 課題	・猫(所有者不明)の引取り数の割合が多い ・猫の引取り数は、毎年減少しているが、その減少割合が下げ止まりの傾向にある ・猫に関する苦情が多く、エサやりや糞尿、家屋侵入などの割合が多い ・犬に関する苦情も一定数あり、放し飼いや臭気・鳴き声に関する苦情がある
	② 原因	・犬猫の適正飼育(屋内飼育、終生飼養、無責任なエサやりの制限、けい留義務、しつけなど)の理解が不足している
	③ 方向性	・動物愛護週間等の事業を通じて、動物愛護思想の普及を図るとともに、幅広く適正飼育の啓発ができるよう、新聞、TV等の効果的な広報を検討する ・地域猫活動(TNR)や猫の不妊去勢手術助成事業を積極的に実施し、所有者不明の子猫を増やさない取り組みを推進する

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

農山漁村振興課

事務事業の名称		米トレーサビリティ制度推進事業				
目的	誰(何)を対象として	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供者、消費者		事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なもの流通、表示の適正化を図り、消費税、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。			うち一般財源 (千円)	3,505
令和7年度の取組内容		・米トレーサビリティ法の対象となる米穀事業者について、適切な情報伝達がされていない場合などに立入調査を実施し、制度の啓発、指導業務を行う。 ・農産物検査に係る地域登録検査機関について、農産物検査法に基づく登録の更新事務、検査結果報告の取りまとめ及び登録検査機関への巡回立入調査を実施し、農産物検査の適正な実施について指導・監視する。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点						
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	主食用米の担い手シェア率(生産面積)【当該年度4月～3月】	目標値			53.0	57.0	60.0	63.0	67.0	%	単年度値
		実績値	46.7	48.7							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実											

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・産地情報の伝達が行われていないなどの疑義案件の情報提供はなかった。 ・中国四国農政局と立入検査や役割分担に関して情報交換を行った。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性

